

令和8年6月

お客さま 各位

暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込について

平素より芝信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、インターネットバンキングによる不正送金事犯や特殊詐欺事案において、被害金を暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座へ不正に送金される事案が多発しております。

当金庫では、金融庁・警察庁からの要請を踏まえ、お客さま保護および不正送金防止等の観点から、暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込に際し、口座名義人と異なる送金依頼人名での お振込につきまして、お断りさせていただくことがございます。

また、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部（または全部）を制限させていただきます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【振込依頼人名変更の具体例】

口座名義人	振込依頼人	取引の可・不可
シバシン タロウ	シバシン タロウ	取引可
シバシン タロウ	1319 シバシン タロウ	取引可
シバシン タロウ	シバシン ハナコ	取引不可